

平成17年4月1日国港管第1号
(改正) 平成17年6月30日国港管第306号
(改正) 平成18年4月1日国港総第904号
(改正) 平成19年4月2日国港総第1号
(改正) 平成20年6月13日国港総第185号
(改正) 平成21年4月1日国港総第990号
(改正) 平成21年6月1日国港総第191号
(改正) 平成23年4月1日国港総第23号
(改正) 平成23年11月21日国港総第462号
(改正) 平成24年4月6日国港総第40号
(改正) 平成26年4月1日国港総第13号
(改正) 平成28年4月1日国港総第4号
(改正) 平成29年4月1日国港総第531号
(改正) 平成30年2月1日国港総第477号
(改正) 平成30年4月1日国港総第639号
(改正) 平成31年4月1日国港総第684号
(改正) 令和2年10月28日国港総第376号
(改正) 令和3年4月1日国港総第714号
(改正) 令和6年4月1日国港総第715号
(改正) 令和7年7月23日国港総第306号
(最終改正) 令和8年4月7日国港総第5号

港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱

(通則)

第1条 港湾機能高度化施設整備費補助（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）および関係通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、港湾の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、循環型社会の構築、港湾の保安、安全の向上、観光立国の実現、港湾施設の老朽化対策を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、港湾の機能の高度化を図ることを目的として行う別表に掲げる施設の整備に係る事業で、関係港湾管理者が、地方公共団体又は民間事業者が当該施設の整備の促進を図る必要があると認めるもののうち国土交通大臣（以下「大臣」という。）が補助する必要があると認めるもの（以下「補助事業」という。）であることとする。

(交付の対象等)

第4条 大臣は、地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人、港湾法第43条の11第1項又は第6項により指定を受けた者、港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者若しくはその他の民間事業者（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業（その他の民間事業者が行う補助事業は、コンテナ荷役システム高度化支援施設（別表に掲げる1.及び2.の事業に限る。）、シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設、貨物積替円滑化支援施設（産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画（農林水産物・食品の輸出促進のため、輸出産地と港湾が連携して策定する計画）に位置付けられたものに限る。）、LNGバンカリング拠点形成支援施設、観光交流支援基盤施設（別表に掲げる2.の事業に限る。）及び物流拠点再編・高度化支援施設に限る。）のうち、次項に掲げる経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対して補助金を交付する。

- 2 補助金の対象経費は、本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費とする。
- 3 補助金の額は、次によるものとする。

補助事業	補助金の額
保安・安全向上施設（別表に掲げる1.～3.の事業に限る。）	対象経費の1/2以内
観光交流支援基盤施設（別表に掲げる1.の事業に限る。）	対象経費の4/10以内
上記以外	対象経費の1/3以内

(申請書等の様式)

第5条 補助金交付申請書等については、別添に定める様式によるものとし、これ以外の申請書等の様式については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日港管第814号）「第2申請書等の様式」1に定める様式を準用するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(取得財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにならなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、取得財産等を大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しな

ければならない。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日国港総第 5 号）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 この要綱の施行前から実施している事業については、改正後の要綱第 3 条及び別表の要件に関わらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係、第4条関係）

補助金の対象事業
<p>○コンテナ物流円滑化共同利用施設</p> <p>1. 国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第20項の規定による港湾（以下「特定の国際拠点港湾」という。）との距離が他のアジア主要港との距離より短い港湾において国際戦略港湾又は特定の国際拠点港湾との国際フィーダー輸送のために、コンテナ貨物を積み卸すための施設（ガントリークレーンを除く。）の整備に関する事業（国際戦略港湾又は特定の国際拠点港湾との間に年間5千TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に整備するものに限る。）</p>
<p>○コンテナ荷役システム高度化支援施設</p> <p>1. 年間10万TEU以上の外貿コンテナ取扱貨物量が見込まれる港湾において、コンテナターミナルにおける荷役能力の向上や労働環境の改善を図るための遠隔操作RTG（Rubber Tired Gantry Crane）及びその導入に必要となる施設の整備に関する事業</p> <p>2. 年間10万TEU以上の外貿コンテナ取扱貨物量が見込まれる港湾において、コンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境の改善を図るためのゲート作業の高度化に必要となる施設の整備に関する事業</p> <p>3. 「年間10万TEU以上の外貿コンテナ取扱貨物量が見込まれる港湾」又は「国際戦略港湾又は特定の国際拠点港湾との間に年間5千TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾かつ国際戦略港湾又は特定の国際拠点港湾との距離が他のアジア主要港との距離より短い港湾」において、コンテナターミナルにおける荷役能力の向上や労働環境の改善を図るための遠隔操作ガントリークレーン及びその導入に必要となる施設の整備に関する事業</p>
<p>○シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設</p> <p>1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、国内コンテナ又は国内シャーシ輸送に係る生産性向上や労働環境の改善を支援するために、内航フェリー・RORO船が寄港する埠頭におけるコンテナ又はシャーシの入退場管理、位置管理又は損傷確認の高度化に必要となる施設の整備に関する事業（片道の航続距離が300km以上又は国際戦略港湾を寄港地に含む片道の航続距離が100km以上の内航フェリー・RORO船航路の寄港が合わせて週6回以上見込まれる港湾に整備するものに限る。）</p>
<p>○貨物積替円滑化支援施設</p> <p>1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替又はコンテナ若しくはシャーシの蔵置を行うための施設及び埠頭内でのリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設（農林水産物・食品輸出促進計画（農林水産物・食品の</p>

輸出促進のため、港湾管理者が策定する計画) 又は産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画に位置付けられたものに限る。) の整備に関する事業

2. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において国内コンテナ又は国内シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、内航フェリー・RORO 船が寄港する埠頭における貨物の積替又はコンテナ若しくはシャーシの蔵置を行うための施設及び埠頭内でのリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設(貨物の積替又はコンテナ若しくはシャーシの蔵置を行うための施設の整備に関する事業が実施される埠頭内のものに限る。) の整備に関する事業(片道の航続距離が 300km 以上又は国際戦略港湾を寄港地に含む片道の航続距離が 100km 以上の内航フェリー・RORO 船航路の寄港が合わせて週 6 回以上見込まれる港湾に整備するものに限る。)

3. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において港湾と鉄道輸送との連携を促進するために、コンテナターミナルから移送するコンテナを鉄道に積替えるための施設の整備に関する事業

4. 国際拠点港湾の港湾法第 43 条の 11 第 1 項に規定する埠頭群(同法施行規則第 11 条の 4 第 2 号に規定する埠頭に限る。) 又は重要港湾の同法第 54 条の 3 第 1 項に規定する特定埠頭(同法施行規則第 17 条の 3 第 1 号ニに規定する埠頭に限る。) における水深 14m 以上の係留施設に附帯する能率的に荷さばきするための施設であって、同法第 43 条の 11 第 6 項により港湾管理者の指定を受けた者又は同法第 54 条の 3 第 2 項により港湾管理者の認定を受けた者が行う、バルク貨物の輸送を効率化するためのものの整備に関する事業

○LNG バンカリング拠点形成支援施設

1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、LNG バンカリング拠点を形成するために必要となる LNG を燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶及び当該船舶に LNG を供給するための施設の整備に関する事業

○循環資源取扱支援施設

1. 総合静脈物流拠点港において循環資源を効率的に取り扱うために、循環資源の蔵置、保管等を行う施設の整備に関する事業(防護柵は、危険防止又は蔵置・保管機能上必要な場合に限り、住民の環境対策のためのものを除く。)

○保安・安全向上施設

1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾においてテロ等の発生を予防し、利用者の安全を確保するために、ターミナルビル内等において監視を行うための施設(岸壁本体部に設置する施設を除く。) の整備に関する事業

2. 旅客船が定期的に就航する港湾において高齢者、障害者等が安全に利用できるようにするために、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする旅客船ターミナルの施設の整備に関する事業（ただし、バリア解消との関連性に乏しい部分については対象としない。）

3. 臨海部物流拠点において大規模地震発生後も国際海上輸送網としての機能を確保するために、コンテナターミナル近傍の物流拠点の耐震強化を行うための施設の整備に関する事業

○観光交流支援基盤施設

1. 観光圏（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第2条第1項に規定する観光圏をいう。）の玄関口となる港湾（概ね年間10万人以上の乗降人員数が見込まれる港湾に限る。）において、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するために、旅客の乗降、待合い等を快適にする施設の整備に関する事業（増改築を含む。）

2. クルーズ船の寄港する港湾において、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための施設（駐車場及び防塵柵に限る。）の整備に関する事業

○物流拠点再編・高度化支援施設

1. 年間10万TEU以上のコンテナ取扱貨物量が見込まれる港湾における2以上の物流施設の更新を伴う2以上の民間事業者による物流施設の整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）のうち、共用部及び共同施設の整備に関する事業（整備される物流施設の延床面積が3千㎡以上であり、当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものに限る。）